

「最初に」取得した教員免許状は、平成21年3月31日以前に授与されている

はい

あなたは  
「旧免許状」保持者です

免許状(更新講習等の証明書)の更新期限が  
令和4年7月1日以降である

はい

「有効」な免許状

有効な期限のない免許状です  
手続は「不要」です

いいえ

有効期限当日、  
現職教員であった

はい

「失効」

免許状を返納  
してください  
\*1

いいえ

「有効」な免許状  
(休眠状態)

令和4年7月1日以降は「有  
効」な免許状です

いいえ

あなたは  
「新免許状」保持者です

免許状(更新講習等の証明書)の更新期限が  
令和4年7月1日以降である

はい

「有効」な免許状

有効な期限のない免許状です  
手続は「不要」です

いいえ

「失効」

免許状の返納  
は不要です  
\*2

わからないことは、遠慮  
なくご相談ください。

☎ 029-301-5274

\*1・2 失効した免許状では、教員として勤務することはできません。